平成２５年（フ）第５２号
静岡県下田市６丁目23番７号
債務者　山本　仙之
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第１号
三重県伊賀市四十九町2322番地　フォティナインＫＩＴＡ203、前住所三重県伊賀市三田1948番地の４　ドリームハイツＡ201号室
債務者　森岡　ゆり
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第４号
兵庫県伊丹市中央４丁目５番７号　303号
債務者　岩井　春義
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第４７１号
兵庫県姫路市辻井１丁目８番13―401号コーポくさかみ
債務者　平川　　亮
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４８０号
兵庫県加古川市新神野２丁目20番２―403号
債務者　木下　伸之
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４９５号
兵庫県加古川市加古川町美乃利10番地フローラハイツ美乃利弐番館２Ｄ号
債務者　加藤加津子
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５２６号
兵庫県姫路市飾磨区中島767番地６
債務者　山本　尚子
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５３３号
兵庫県加古川市平岡町新在家2105番地の１
パークハイム東加古川Ｂ―201号
債務者　兎澤　　修
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５３８号
兵庫県姫路市安富町塩野739番地、従前の住所兵庫県宍粟市山崎町船元285番地１　Ａ101
債務者　大岩　伸也
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５４２号
兵庫県赤穂市尾崎558番地１
債務者　弓張　和美
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５６４号
兵庫県加古川市野口町古大内226番地の１
ハウス蔵202号
債務者　柳澤季美子
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５８２号
兵庫県姫路市田井台２番地90ハイツ田井台101
債務者　浦本　英和
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第９号
兵庫県姫路市北条口２丁目41番地ハイツ北条口306号
債務者　川村真由美
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１０３号
鳥取県米子市米原７丁目４番６号、前住所鳥取県西伯郡南部町清水川525番地24
債務者　小林　正志
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第９５１号
広島市佐伯区五日市５丁目６番10―301号
債務者　大村基一こと　孫　　基一
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１２０号
広島市西区高須台２丁目３番19号
債務者　大久保員美
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１３３号
広島県安芸郡熊野町川角４丁目７番17号、住民票上の住所広島県安芸郡熊野町呉地４丁目20番24号
債務者　田中　明菜
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
広島地方裁判所民事第４部